

令和6年度 山形県消費生活審議会及び山形県消費者教育推進協議会 議事録

〔開催概要〕

- 1 開催日時 令和7年2月4日(火) 13:15～15:30
- 2 開催場所 県庁2階講堂
- 3 出席者等
出席委員：大野良子、神澤真佑佳、高橋久美子、東海林かおり、細江大樹、
伊藤こず恵、今田久美子、佐藤大樹、佐藤博之、清野由奈、
大石徹、味田美代子、横尾香矢子、渡邊孝子 14名
欠席委員：佐藤善友 1名

〔次 第〕

- 1 開会
 - 2 挨拶
 - 3 議事
 - (1) 正副会長の選出について
 - (2) 被害救済部会委員の指名及び部会長の選出について
 - (3) 山形県における消費者行政の推進状況について
 - (4) 山形県の消費生活相談の状況について
 - (5) 第4次山形県消費者基本計画の進捗状況について
 - (6) 意見交換
 - 4 その他
 - 5 閉会
-

- 1 開会
事務局より、委員総数15名中14名の出席であり、山形県消費生活条例第42条第3項の規定に基づき、本日の審議会が成立していることを報告した。

- 2 挨拶
(知事挨拶＜首長表明＞(防災くらし安心部長代読))

- 3 議事
(仮座長) 後藤 消費生活・地域安全課長

(1) 正副会長の選出について

山形県消費生活条例第40条の規定に基づき、委員の互選により会長に細江委員が副会長に神澤委員が選出された。

(細江会長挨拶)

選出いただきました細江です。山形県弁護士会の推薦でこの審議会の委員を務めさせていた

だいております。県の消費生活審議会の委員としては、今期が2期目で、それ以前には山形市の消費生活審議会委員も務めておりました。皆様のご経験、知見を借りつつやっていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

山形県消費生活条例第42条第2項の規定に基づき、細江会長が議長となり進行した。
山形県消費生活審議会運営要領第3条第2項の規定に基づき、細江会長から会議録署名委員に大野委員と佐藤大樹委員が指名された。

(2) 被害救済部会委員の指名及び部会長の選出について

(議長：細江会長)

条例第43条第1項により「会長が指名する委員で組織する部会を置くことができる」と規定され、運営要領第5条に基づき被害救済部会を設置。

会長より、神澤委員、佐藤大樹委員、佐藤博之委員、大石委員、横尾委員と会長を含め6名の委員が指名された。

次に、条例第43条第2項により、部会に属する委員の互選で細江会長が部会長に選出された。

(3) 山形県における消費者行政の推進状況について

【事務局から資料に基づき説明】

(4) 山形県の消費生活相談の状況について

【事務局から資料に基づき説明】

(5) 第4次山形県消費者基本計画の進捗状況について

【事務局から資料に基づき説明】

(6) 意見交換

(大野委員)

相談の内容につきましては、ネットの普及による65歳以降の高齢者の方の相談や、最近は大規模の修繕に関する訪問型の被害相談が多くなっています。加えて、社会福祉や、高齢者に対する行政をしている高齢福祉と、協力しながら庁内での情報共有などを図って対応をしているところです。消費者安全確保地域協議会を令和5年の10月に立ち上げましたが、今はまだ本格的な組織の運営というのがなかなかできていない状況です。各課で問題となっている消費行動に関わる問題を解決できるように、いろいろな団体・立場の方に参加いただいておりますので、意見をいただきながら解決に導いていけたらと思っています。庁内の関係機関にも働きかけ、しっかりとした体制を作って運営をしていけるように考えているところです。

また、令和8年度消費者教育推進計画（仮称）の策定に向け動いているところです。計画をもつことでより消費者教育というものを浸透させていきたいというところもありますし、米沢市として確固としたスタンスで取り組みたいと思っています。消費者教育は生活に非常に密着したものであるため、計画をわかりやすく、また、浸透しやすくするために、いろいろな部署・関係機関からも意見をいただきながら作成しているところです。

出前講座などの実績で、幼児期についての件数がありますが、それはこういったところを対象とした出前講座なのか教えていただければと思います。また、小学校については学年等を絞って実施していますか。

米沢市としても義務教育のところに入り込んでいろいろしたいと思っていますが、なかなか義務教育のカリキュラムがタイトになっていて、現実的に少し難しい状況になっておりましたので、こういった形だったのか、教えていただければと思います。

(神澤委員)

資料3左上の年齢別相談件数を見ると、18歳成人に伴う新たな被害が増えているというわけではなく、やはり高齢者に対するアプローチが重要になり、それに伴ってさらにご家族の方に対する消費者教育をする必要があるというふうに改めて思いました。

資料1右側の地図には、県センターを中心として白星のところは相談する場所というのが点在されていますが、庄内センターだと南側、置賜センターだと西側のところは空白地域があります。人的資源の問題もございしますが、例えば高齢者の被害件数について、センターを置いているところ置いていないところの違いがあるのか教えていただきたいと思った次第です。

(高橋委員)

先ほど報告がありましたような出前講座などを積極的にやっております。もう中学校の教科書、高校の教科書ともに新刊になりましたが、扱う内容に関してはそれほど大きく変わっていないなか、被害内容が変化しています。消費者トラブルに関しては昔からあることで、それを小学校、中学校そして高校と同じような指導をしています。残念ながら手口が巧妙になっています。

また、最近だと闇バイトで、他県では高校生でも書類送検等聞こえてきており、そのような現状なのだなという感想をもちました。やはり粘り強くこのような活動を繰り返し行っていく必要があると感じたところです。

質問に関しては、オンライン講座というものがあつたと思いますが、もう少し数が多くてもいいのかなという印象で、数が伸びなかった理由などありましたらお聞かせください。

(東海林委員)

地域包括支援センターは高齢者の相談窓口ですので、私からは高齢者関係のことをお話しします。資料5の3ページ(1)高齢者の見守り活動を行う方向けに見守りのポイントなどをまとめたDVDを制作されたということですので、ぜひこれを広く配布、活用していただけたらと思います。

無料法律相談について、身近なところで弁護士に相談を受けていただける機会であり、広く周知していただけるといいなと思いました。今年度から県の方で「市民後見人養成研修」を開始し、当法人で受託しております。判断能力が低下している方は被害に遭うことが多いので、この一般の後見人もそうですし、第三者後見人も含めて被害を発見する機会が多いので、こういったところでお話していただけるといのは大変ありがたいなと思いました。

(伊藤委員)

消費者ホットライン188についての要望になります。認知度が14%ということで、各SNSで消費者トラブルに関する情報発信などされているようですが、その内容がたくさんの方の目に触れる機会があるといいと感じました。各SNSを拝見すると、フォロワー数が少ないので、まずはフォロワー数を増やす、目に触れる機会を増やす工夫と、各SNSの特性を生かしたビジュアルの見せ方も検討していただきたいと思っていますところ。

学校教育における出前講座や消費者教育に関してですが、高校でも消費者教育をしているようで、家庭科の授業で冊子をもとにどのような消費者トラブルがあるのか考え、グループごとにプレゼンテーションしたと話をしていました。「もし何かのトラブルに巻き込まれたとか、巻き込まれそうになったらどうする」と聞いたところ、「警察に相談する」と言っていました。間違いではないけれども、188の認知度はこの数字どおりになっているのかなと感じたところ。出前講座について、高等教育以上ではかなり実践もしているようですし、浸透もしているのかなとこの資料からも読み取れますが、今スマートフォンを持っている中学生も非常に多いので、学校期の小学生、中学生への出前授業が令和5年度5件と出ていますが、もう少し幅広くやっても良いのかなと思います。

子供たちだけではなく、その周りの身近な大人たちも、消費者トラブルにはどういうものがあるのかを教えられない。親子で学べる機会があるといいと前回お話したかと思いますが、検討進捗状況などを教えてください。

(今田委員)

高齢者、若年者、障がい者というくくりで、数字は結構出てきますが、警察の方から来る被害メールには、SNS型のロマンス詐欺などが結構流れてきて、40・50代の方が騙されているという印象があります。その年代層はなかなか研修対象になりづらいですが、何か周知できたらいいなと思っていますところ。

最近、自分のスマホに、国際電話、海外からのような着信が3件ぐらい続きました。AIを使って声を似せたり、言語が違っていても、似たような言葉で話すことが可能だということなので、国際電話やそういったものを通じて、詐欺電話のようなものがまた流行ってきたりすると、ちょっと怖いなと思いました。

先ほどおっしゃっていた親子で学ぶことはすごく大事だと思っています。子供たちは、有料アイテムを買ってほしいとか、推しに投げ銭してみたいとか、気軽に言いますが、その先、自分のお小遣いを超える金額になったり、高額になってしまうことの怖さを話しはしますが、伝わっているような、伝わっていないような状況です。多額の借金に追い込まれる方や、性被害や性犯罪に巻き込まれる場合も考えられるので、本当に親子で学べる機会が必要ではないかと思います。私達が思っている以上に子供たちは怖がっていないため、怖さも、伝えていけたらいいなと思いました。機会としてはPTA総会や、PTAの研修会があるかと思いますが、消費生活の講義を聞く機会を設けたらいいのではないかと思います。

事務局回答

(古名主査)

大野委員からのご質問について、幼児期の件数としては幼稚園と小学校があり、昨年度の実績は小学校だけですが、過去には幼稚園へ訪問したこともあるようです。特に学年を絞ってはおらず、例えばPTA 総会の中で、保護者向けと生徒向けとを分けて行うような低学年のところもありますし、高学年の講座もあります。

(安達課長補佐)

神澤委員からご質問ございました地図の関係ですが、庄内地域と置賜地域、最上地域ですが、町村、人口の少ない自治体にはセンターが設置されていないということでこういった分布になっています。県では、四角い白で囲んである最上センター、庄内センター、置賜センターを各地区に配置して消費生活相談や教育などに対応しています。市町村ごとの相談件数の中では、人口当たりの相談件数にそれほど大きな違いや目立った特徴はありませんが、どちらかという和最上センターや置賜センターの方は高齢者が多いので高齢者からの相談が多い傾向にはあります。

高橋委員から、オンライン講座がもう少し伸びるとよかったというご意見がありましたが、公民館などでは機器がないなどの理由から実施数は多くありません。少しずつそういった依頼も増えてはきているため、依頼に応じて対応できる体制にしております。

東海林委員から見守り DVD を広く配布していただきたいというご意見でしたが、これは市町村に配布予定としておりまして、今後出前講座では、DVD を使って数々講座をしていきたいと考えていますので、周知にご協力いただければ大変ありがたいです。

無料法律相談についても、高齢者の消費者相談が増えている関係で、高齢者支援課はじめ、地域福祉推進課や障がい福祉課とも連携を深めてお互いにできる対応をしていこうということで力を入れていますので、私どもでもできる周知を考えていきたいと思っています。

伊藤委員からご意見のあった188の周知につきましては、イベントでの啓発やSNSの啓発をしてはいますが、消費生活に係る県民意識調査の中間調査の結果は少し残念な結果になっております。今後フォロワー数を増やすため、ビジュアルを含めて、検討していきたいと思いますので、いろいろとアドバイスをいただければ大変ありがたいと思います。また、中学校にも、もう少し幅広くというご意見もありましたが、県内4か所に配置している消費者教育コーディネーターも高校の方には、働きかけに行っていますが、まだ中学校の方にはなかなか行っておりません。市町村には市町村の教育委員会があり、義務教育課を通じて出前講座の周知はするものの、市町村によっては消費生活センターが独自に出前講座を行っていることもあり、その関係でまだ大々的に啓発に行けていないのが実情です。ご指摘のとおり、中学生からのゲーム課金に関する相談がかなり目立つようになってきたので、県PTA連合会様から、昨年度ご協力をいただき、役員会で出前講座の周知をさせていただき、PTA総会での講座の依頼などが徐々に増えてきました。親子で、出前講座を聞いて家庭内で問題や課題を共有できたというお話も聞こえてはきましたが、まだまだ啓発が足りないもので、今年度もまた来年度に向けてご協力いただきながら、PTA総会などでも啓発をしていきたいと思っています。

金融教育という面では、山形県金融広報委員会で、「知るぽると生活講座」というお金に関する教育講座にも無料で講師を派遣し、市町村と共催して親子でお金について学ぶような講座も

実施しているところです。今後「知るぽると生活講座」で、親子でいろいろお金について考えてみるというカリキュラムなどを啓発していきたいと、考えております。

今田委員からいただいた SNS 型ロマンス詐欺被害につきましては、近年、警察の方で発表されている 110 番ネットワーク、それから新聞報道等を賑わしているとおり、年代を問わず多額の被害に遭われているというふうに承知しております。中高年への啓発については、消費生活センターニュースで国際電話の被害防止だったり、SNS 型ロマンス詐欺の関係も警察から情報をいただきながら消費生活センターニュースに取り上げ啓発に努めているところです。令和 6 年度は、地域の広報誌「gatta!」などを使って、一般の 40 代 50 代の方にも目に触れるような媒体での広報に力を入れたところではあります。ほかにも、令和 6 年度当初は高校野球の準決勝ですとか、一般の方でも集まるようなイベントに出展させていただきました。機会を捉えて、エシカル消費の啓発も含めて、188 の啓発に取り組んでいきたいと思っております。委員の皆様からは 188 の啓発を含めて、ご協力いただくようよろしくお願いします。

(佐藤大樹委員)

生協ですと、事業体という側面と、消費者団体という側面の二つがありますが、今日は基本的には消費者の立場ということで参加させていただいております。生協としては、山形県さんと一緒に情報発信であるとか、消費者教育に力を入れていきたいと思っています

県民の意識調査を見ても、エシカル消費の認知度は 10% 少しです。生協はサステナブルな社会作りということで、このエシカル消費に力を入れているので、比較的意識はある方だとは思いますが、生協としても例えばフードバンクの取組みや、山形のを食べようとか、手前取りのようわかりやすい具体的な中身で進めるのがいいと思っています。

基本計画の柱の 3 番、消費生活の安全安心の確保に関連して、紅麹の問題が騒がれましたが、一義的にはその当該メーカーや、生協も含めた小売り業者に回収や周知をする責任があると思いますが、県で、食品安全のところだけではなく、危機管理や保健所などのいろいろなところと、大きな問題となる事故が起きたときにどういった周知などの連携をとるのか、教えてください。加えて、生協連の組合員ですら、特定保健用食品と機能性表示食品の違いがよくわかってない人が多く、生協としても教育が必要だということで、ぜひ県としても、消費者問題の教育の課題として、力を入れていただくとありがたいということで、これは意見としてよろしくお願いします。

(佐藤博之委員)

相変わらず詐欺メールがたくさん届きます。大手ショッピングモールのようなところ、儲かる話や副業の話というのが本当に大量に届きます。今後とも気をつけていきたいなと思っております。

子供たちへの教育がとても大事だと思います。子供たちの授業もいっぱい、そこに出前講座といってもなかなか難しい部分があるかと思いますが、引き続き、折りに触れて告知をしていくというのはとても大事なことでと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

親、保護者の方についてですが、私も含めて、最近現金をあまり出さなくなった、身に着けなくなった。子供の前でも現金を出す機会は非常に少なくなってしまったと思います。お買い物に

行ってもカードで払ったり、電子マネーなどで払ってしまったりと、子供たちのお金に対する怖さ大事さというのが薄れているのではないかなと感じるところがあります。先ほど、投げ銭の話もあったように、お金をお金としてではなく、目に見えない何かというふうに捉えられてしまうと良くないと思います。県 PTA 連合会として連携できるところと言えば、各市町村 PTA 連合会、山形市 PTA 連合会等々にご案内を共有させていただくこともできますし、山形県子ども会育成連合会、山形市子ども会育成連合会の方にも携わっており告知等々も可能ですので、もしご用向きがありましたら、言っていただけるといいかなと思います。YouTube を 4 件作成したと書いてありますが、いったいどれぐらいの人が見たのか少し疑問に思ってしまう。例えばすぐ二次元コードで動画を見れたりする配布物を配っていただけてだけでも興味を持てただけなのではないかなと思いますので、うまく連携しながら広げていければいいと思います。

エシカル消費ということで、スクール制服のリユースをやらせていただいております。弊社も SNS を最大限活用させていただいて発信していますが、実は山形の人よりも県外から来る人の方が検索をして、問い合わせをくれるパターンが多いです。県外から来られる方が先にネットでいろんなことを調べて、制服もそのうちのひとつだと思いますが、山形の方々にも、もっともっと知ってもらい、制服はリユースでいいんだねという世界を作っていけたらいいなと思っているところです。

(清野委員)

県の SNS のフォロワー数が少ないということで、山形大学生協が行っているフォロワー数を増やすための取組みを紹介します。大学生協では、様々な季節ごとのイベントを行っており、イベントに参加するともらえる商品がありますが、その商品にプラスして、大学生協の公式 SNS だとか公式 LINE をフォローすると、ワンランク上の報酬がもらえます。報酬といってもお菓子 1 個だったりしますが、そういうのでも、SNS のフォローってそこまで敷居が高くないことなので、きっかけがあれば、簡単にフォロワー数を増やすことができるのかなと思っています。

資料 4 の 5 ページにある様々なライフステージにおける教育において、各段階で主にどのようなことを扱っているのか知りたいと思いました。大学生、短大生、専門学校において出前講座 4 件となっていますが、高校生と大学生ではだいぶ生活が違い、親に任せていた部分を自分ですることが増えます。例えば、諸々生活費の支払いだとか、そういう部分ではトラブルに遭うだとか、親が抑止力になっていた部分がなくなったことでできてしまう。元々は親の許可を得て行っていたものが、自分のカードを持つことで、その親の抑止力なしでできてしまうようになるので、その部分について、大学生等にお話しいただけたらもっと効果があるのかなと思いました。

資料 5 の 7 ページにあります、高校生大学生における動画制作につきまして、高校生大学生に働きかけて、イベントの開催や動画制作を行うというのは、高校生大学生が考えるきっかけになるのはもちろんですが、若者が頑張っていることを応援したい、年上世代にも生きることだろうと思っています。学生協で活動していますと、大学生が活動しているというだけで、親世代や孫がいる世代からの受けがすごく良いです。もっと高校生大学生というブランドを活用していけたらいいと思います。公式 YouTube に載せたとありますが、例えばそれを他のライフステージの方、例えば高齢者に向けた支援を行うときに、高校生大学生があなたたちに向けてこういうことを行ったという、見る意欲がもっと湧くのかなと思いました。

(大石委員)

資料3の消費生活相談状況について、当協会や、全国銀行協会で苦情相談窓口を開設しております。年間約70から100件ぐらいを処理しております。当協会では、お客様からの相談苦情をお聞きし、対象の銀行にその旨お話しして、いわゆる中立的な立場で解決まで持っていくという形でやっております。基本的には、銀行協会の方であっせんして解決し、いわゆるお金の問題で解決できない場合は、全国銀行協会のあっせん委員会でADRいわゆる訴訟前の紛争解決手続部署で解決していく。それでも解決できない場合は裁判という形で訴訟まで持っていく、という段階で進みます。幸い山形県については、最近はADRや訴訟という相談は来ていませんので、まず通常の解決できるものを処理しています。

県の方でも年間県市町村含めて8000件前後を処理しているということで大変ご苦労様です。あっせん率については上昇傾向にありますが、このあっせん率は、例えば東北6県で山形県はどういう立場でどれぐらいの数字で推移しているのでしょうか。この場合のあっせんは、中立的な立場で交渉のお手伝いをしますと説明されています。当協会では、解決まで持っていく、結果も全て記録して残しておきますが、解決した率はどうでしょうか。県としてはどういうふうな段階でその苦情相談を処理しているか、全国銀行協会と県銀行協会のような進め方で解決しているのか、県としてはどのような形があるのかを教えてくださいたいと思います。

銀行協会も金融教育というのは非常に大切だと考えておりまして、この基本計画ができるときも、高校生に対する教育の件数の目標が足りないのではと言った記憶があります。この目標を達成しているというものの、達成してこれで終わりということではなく、まだまだ少ないと思います。今回J-FLECで日本銀行山形事務所長が、高校に対して、日本銀行の本店とウェブで結んで金融教育をしましたが、そのような手法が使えないのかと思っています。例えば、こういうふうな教育がありますというのをウェブ上で公開すれば、その度に出前で行かずに教育できるのではないのでしょうか。小中学生高校生も皆さん一人1台の端末を持っています。それを活用して、相当数の児童生徒に対し教育できるのではないかと思います。1時間やるよりも、絶対忘れては駄目なポイントを教える。せっかくWebの端末を持っているのだから、そういう形でしたらいいのかなと感じました。

(味田委員)

女性部は年に4、5回ほど様々な分野の講師をお招きして、研修会やセミナーを開いております。その時に消費生活の様々な出張セミナーを使わせていただければありがたいなと思いました。たまに国際電話が入ってきて、家族からそういうプラス何とかの番号は絶対出では駄目と言われました。そういうみんなが引っかかりそうなところを教えてくださいたいことができれば大変ありがたいと感じました。高齢者がどうしても詐欺に引っかかる率が大変高いということで、高齢者が集まるような場所に188のステッカーや毎月送ってくださる海鮮物の送りつけのような詐欺についての、様々なパターンのパンフレットなどと一緒に、188ステッカーを電話機の近くに貼ることを勧めるようにしていただくと、高齢者もその都度目に触れて意識を引き締めるのではないかと思います。

「いやや」は関西弁ですよ。「やんだ」ですよ。この辺だと。「いやや」と聞いても山形の人

にはピンと来ないかな、188の下に「やんだ」「やんだず」と書いてあったら、「やんだ」のことなんだな、ああ駄目なんだなっていうのが頭に入ってくるのではないかと思います。お年寄りの方は、市町村広報誌をよく見るので、短歌や俳句、川柳のコーナーなどに、詐欺などの情報が載ると、みんなも気を付けようと思うのではないかなと感じました。詐欺をお題に川柳を読んでもらうとか、お年寄りも入り込みやすいように、意識を向けてもらえるようにするといいいのではないかなと感じました。

(横尾委員)

消費者トラブルを減らすために一番大事なことは、消費者の教育だと改めて感じた次第です。トラブルに遭ってしまったときに消費生活センターが最後の砦のようなところがあります。以前お世話になったことがあり、私が山形の消費生活センターに行ってみると、住んでいるところでお話した方がいいということで、消費生活センターの連絡先など、丁寧に対応していただき、紹介先のセンターでも手厚くフォローしていただきました。消費生活センターの助言を受けて、対応し事なきを得たのですが、そのときに相談員の皆さんがすごく親身になってくださるし、指導もしていただきました。やはり最後の砦の相談員の方々のこの資料2にある、質の向上という部分はすごく大事だと思います。相談員としての知識だけではなく、対応の仕方等も研修していただけると、県民の心の支えになるのではないかと思いますので、ぜひお願いできればなと思いました。

(渡邊委員)

私はJAの立場としまして、安心安全な作物、商品を皆様に提供するという立場上、JAの会議等ではそういう勉強をしてきました。これからも安心安全な商品を皆様に提供したいと思っています。

高齢者の立場でお話させていただくと、スマホの操作等が苦手で、全然見たことのない画像が出でくるとびっくりしてしまい、どう扱っていいかわからないところがあります。

私達に送ってくださっている188などのチラシを何とか活かさないかと毎回思っています。女性部の集まりですと、チラシをコピーして、女性部の会員の方に渡しているところがあるのですが、町内の方はどのくらい知っているのか、中でも高齢者の方はあまりチラシなどを見る機会も少ないと思いますので、回覧板などで知らせていただければありがたいと思います。私の携帯電話にもプラスから始まる国際電話が来るときもあり、高齢の方はそういうのをどのくらい知っているのかなと思うときもありますし、スマホ教室などもしただいただければありがたいなと思っています。

(細江会長)

SNSやYouTubeを使った広報について、見ていただくための工夫というのをしていけないといけないと考えております。例えばYouTubeの場合はいわゆる動画広告があります。動画を再生している途中で広告が挟まれるケースがある。有料広告でするので予算の制約はあるでしょうけれども、ただ動画を制作して、県のチャンネルにアップしただけだと、関心のある人しかそこにたどり着かないわけで、視聴者は少なくなってしまうので、テレビCMと同じように、YouTube

の広告も今後活用し、元々関心がなかった、県のチャンネルや消費生活センターを知らなかった人の目にも触れる広報活動をしていく必要があるのではないかと考えております。

これまで県で YouTube の有料広告を出したという事例が消費生活センターだけでなくあるのかということを伺いたいと思います。

事務局回答

(後藤消費生活・地域安全課長)

佐藤大樹委員からいただきました紅麹関係についてです。食品安全衛生課で食の安全安心の取組みということで対応をしております。食品安全衛生課が担当課として県内の保健所と協力し、窓口を設置し対応しております。また機能性表示食品と特定保健用食品の区別の違いについては、政府の動向なども注視していきたいと思っております。

佐藤博之委員からありました出前講座の周知について、ぜひご協力をお願いしたいと思っております。親子でというところをテーマに、他の委員からも意見をいただいております。中学校の PTA の研修会での出前講座は親世代への研修会でしたが、中には親子でというところもございます。特に、ご意見にもあったように、現金が見えないというところはその通りで、出前講座の中には「課金はお金なんだ」ということを取り入れているところです。子供にお金という感覚を身につけていただくということが大事だと思い、そのような講座も行っておりますし、金融広報委員会や J-FLEC でもお金の話をしておりますので、ぜひ PTA 連合会様でも周知にご協力いただけますと大変ありがたく思っております。二次元コードで動画を見られるようにするという工夫も大事だと思っておりますので、こちらの方も取り入れさせていただければと思っております。エシカル消費も同様です。

清野委員から、大学生、若者からの視点でのご意見で、ぜひ参考にさせていただきたいと思いました。今まで若者向けに若者の作った動画を作っており、若者向けという視点だけでしたが、高校生大学生から高齢者にとという視点は非常に面白く、ぜひ今後活用を検討させていただきたいですし、SNS のフォロワー数の増やし方についても検討させていただければと思います。

大石委員からありました相談のあっせんについて、相談は必ず記録をしており、あっせんをした場合は、事業者と交渉して解決した内容等をきちんと記録しております。あっせんできない場合や解決できない場合でも、その他の相談窓口を紹介するなどして最後まで対応をしております。高校 3 年生を対象として J-FLEC で行った金融経済教育につきましては、県金融広報委員会で金融経済教育研究校として指定しており、日銀山形事務所長の日銀オンライン授業を、一緒に開催させていただいたところです。そういった高校生向けの授業もやっておりますので、ぜひ活用していただければと思っております。また、出前講座のオンライン方式などについては検討させていただきます。

味田委員からお話のありました、ステッカーでの周知について、身近なところにステッカーなどを置いていただけるような工夫など、高齢者向けの啓発の中でさせていただければと思います。市町村の広報誌などは市町村と相談をしながら協力してやっていければと思っております。

横尾委員からお話がありました、相談員は確かに今いろいろな研修をさせていただいております。今後そういったことも含めてぜひ検討させていただければと思います。

渡邊委員からお話しありました、安全安心の食べ物の消費者への提供というところは本当に

ありがたいと思っております。県では消費生活サポーターの方に、地域での回覧板などにチラシを入れていただくこともお願いしておりますので、消費生活サポーターが増えれば、そういった周知も可能と思っておりますので、ぜひご協力いただければと思います。

細江会長からございました YouTube 動画について、関心のある方でないと、そこにたどり着かないというのは課題だと思っております。これまで YouTube 動画の広告というのはありませんでした。今後の検討ということで、YouTube 動画にたどり着く方法、また、YouTube に限らず、せっかく作った動画にいろいろな方がたどり着くにはどうしたらいいかというところについて検討していければと思っております。

(安達補佐)

大石委員からご質問ありました、他県のあっせん率について、地方消費者行政の現況調査によると、令和5年度の全国自治体平均のあっせんの割合は9.9%となっています。県のみをあっせん割合は8.1%です。それと比較すると山形県の17.4%は高いという状況になっています。

(細江会長)

それでは、協議を終了いたします。

4 その他

○配布チラシについて案内

- ・消費生活に係る県民意識調査について
- ・「エシカル消費のへや」チラシ
- ・「消費者のための動画のへや」「公式SNS」チラシ
- ・知るぽるとリーフレット

(事務局)

本日は大変貴重な御意見、御提言をいただきありがとうございました。

以上をもちまして審議会を終了いたします。

(以上)